

木曾山における森林保護と巢山・留山再考

—尾張藩の享保林政改革前を中心に—

一 問題の所在—寛文期留山の疑問—

二 禁林区としての巢山

三 留山と巢山の関係

四 巢山・留山の管理機構

(一) 山見廻りと改木

(二) 巢山と巢鷹

五 結語—時代状況と環境—

一 問題の所在—寛文期留山の疑問—

中世末期の戦乱が過ぎ、織豊から徳川政権確立の一六世紀後半から一七世紀は、歴史上一大建築時代であった。宮殿・城郭・寺社から都市まで、火災の更新も含めて用材需要の膨脹は、生産山地の採木を限りなく進めた。江戸期前半の尾張藩領木曾山もそうした地域の一つであることは、既に所三男氏等⁽¹⁾が詳かにしているが、若干の史料を通じて木曾の地域性を再確認

木曾山における森林保護と巢山・留山再考

することから始めよう。

一筆申入候、吉田橋御材木去秋水ニ而流出候分、於木曾山重而到本切候様ニと松平主殿ニ折紙参候、材木屋目録我等到裏判進候ハ、如注文本切可被仰付候、恐惶謹言

元和八戌十一月十四日

竹腰山城守

山村甚兵衛殿

右御材木江戸之御注文ニハ元和七酉ノ七月十三日と有、本数千六百三拾四本、内長五間木末口壹尺六寸角五内^(幅)、も式尺、厚壹尺五寸迄段々有⁽²⁾

これは昨秋、名古屋の吉田橋が大水で流され復旧用の材木を、一旦江戸を経由して木曾代官山村甚兵衛宛に注文した文書で、数量と寸法が記してある。しかし木材の中心市場はやはり江戸で、建設中の江戸城の御手伝普請等で多くの注文があったことが推定される。

江戸御城御長屋御門矢倉御材木注文

一 檜木 壹万三千七百 ひの木にてもさわらにても

内百三拾枚ハ板子

九千枚 長七尺

残御材木 長二間ニ六尺迄之角

右之御材木木そ山にて木こり申せとの御意に御座候や以上

慶長十九年寅四月廿六日

中井大和守印

森井六右衛門殿

坪井五郎右衛門殿

將軍様より被仰付候山之奉行⁽³⁾

江戸御城御殿御材木之事

中ノ檜木

一 檜木高四千九拾三本

但 長式間ハ三間式尺迄
六寸角ハ壹尺角迄

御注文写ニハ委細ニ有

長式間ハ三間半迄

一 檜材木高式千四百九本

但 幅壹尺三寸厚六寸ハ
四寸角ハ壹尺式寸角迄
幅壹尺五寸厚三寸迄之角も有

右長サハいつれも京間者なけれハ、注文之外寸法ハ^(勝)か手ニさしつめう

け取可申候

右之御材木入札ニ而^(極)拵段相極申候間、木曾山にて可被仰付候以上

元和七年酉八月十日

鈴木近江 印

御奉行所⁽⁴⁾

徳川氏入府頃の江戸の然るべき建築は京間が使われ、享保の関東間統一

まで両者が併用された時期があった。この間で、江戸城御殿の用材のうち京間材の入手が困難ならば寸法を勝手に差配せよという文書で、新開地江戸の事情が伺えて興味深い。また注文は建材ばかりではなかった。

木曾山元ニ而買申榎木書付之事

一 式千百束 榎木 但壹束ニ付四枚詰

一 千式百丁ハ ふち木

一 三千式百束 笠木 但壹束ニ付六枚詰

一 千四百五拾枚 切榎

一 式拾枚ハ 大切榎

右之榎木御本丸御木具之御用ニ遣申分、山村甚兵衛殿へ被仰遣可被下候以上

寛永十九年午六月廿六日

御本丸木具之大工

吉兵衛 印

四郎兵衛 印

御奉行所⁽⁵⁾

これは江戸城本丸内で使う折敷(角盆)等木具材料の榎木の注文を、木具大工が木曾の山村代官へ発注下さるよう、所管の奉行所へ申請した文書である。この他に寺社関係で、日光東照宮の寛永大造替にかかわるものがある。

一 今廿六日之貴札同廿七日参着拜見仕候、随て権現様御宮御造宮被仰付

ニ付ひわた五尺繩ニ而式千束、来二月始ニ其許へ相届ケ候様ニ可申付之^(榎)

旨奉存、其意候併ひわた長ハ何尺ニ可仕候や重而可被仰付候、只今時

分にて御座候間早々可申付候、將又此已前被仰付候火繩罷成候あすひ
之儀委細相心得奉存候、何も御紙面之通早々可申付候、恐惶謹言
寛永十九巳五月廿八日

山村甚兵衛

成 隼人様

(他二名略)

東照宮社殿檜皮葺の屋根材注文に対する、木曾代官山村甚兵衛から規格
についての問合せで、時期がせまっているので早々に返事をの意である。
最後に伊勢正遷宮の遷木御用もあった。

一 寛文三卯之御留帳ニ在之通有之候事

自今以後相定申候伊勢木品之覚

一 檜物ハ式間之六寸角

一 樺物ハ大楯

右之外ハ一切伊勢木ニ不仕様ニと山本申付候、勿論公儀改本口印打
申候木ニ大一之印不仕候様ニと、是又堅申付候以上⁽⁷⁾

遷木上納材品の確認書である。木曾の伊勢正遷宮の遷木上納は、貞和元
年(二三四五)の外宮正遷宮から始まり、宝永六年(二七〇九)からは両宮正
遷宮の御用を勤めるようになって、近代まで継続した。⁽⁸⁾

以上の記述は散文的ではあるが、上方と関東の中間に位置し、かつては
多量の蓄材を擁して江戸・名古屋・大坂から日光・伊勢にいたる需要に応
えた木曾の地位を理解する一助にはなるだろう。

既述のとおり一六世紀後半からの大建築時代、濫伐で森林は減少したが
木曾も例外ではなく、寛文四年(一六六四)には「白木五千駄古来被下候運
上なし、然る処年々御山尽白木出兼候」と、尽山(皆伐林)の危機感が広が

木曾山における森林保護と巢山・留山再考

った。藩庁は苦しい財政のため一方的に採伐を止めることもならず、根本
的な林政改革に取り組むことになった。この間の事情を木曾林政史との関
係からみよう。

覚

一 木曾之儀往古者御巢山之外惣山明山ニ而御年貢樽木式拾六万八千石五
拾八挺、土居木四千三百五拾式駄上納仕、其餘拙者御免木五千駄谷中
御免木六千駄、家作木等も惣明山何方ニても勝手次第ニ伐出、切畑等
も為致候様ニ本多佐渡守大久保十兵衛被申聞百姓渡世営来、源敬様
を木曾被遣候節も先規之通被仰出、江戸駿府御用名古屋大坂御城御普
請材、大仏外寺社院御用木ハ御巢山内ニ而伐出往還役等相勤来候処、
寛文五巳年田立村湯舟沢村惣山、王瀧村之内鹹川不残、上松小川入北
股ふんとう沢方奥西股下はん鳥方奥、野尻村阿寺川入北沢奥御留山ニ
被仰付、須原村小川入之内鈴ヶ沢にほら沢式ヶ所檜類計御留被仰付、
其後萩曾村味曾川入御留山ニ相成候(後略)

(寛政九年)巳三月⁽¹⁰⁾

木曾谷三二か村は、労働地代的な役木(樽二四万三二五八挺、土居四三五
二駄)を完納すると、生産物地代として一旦納めた年貢(谷中で一六八二石
五斗、雑穀代納が多い)が、役木と交換に下用米として谷中の村へ還付され
たので、この役木は木年貢と呼ばれた。一方役木完納を前提に代官の山村
氏には五〇〇〇駄(拙者御免木)、木曾谷の村民には六〇〇〇駄(谷中御免
木)の白木(御免白木)採材が免許され、巢山以外は明山なので何れの場所
でも役木免木家作木等伐木は勝手に、切畑も同様だった。その後木曾が尾
張藩領となり代官山村源敬派遣後も江戸や名古屋の普請材、方広寺大仏等
社院用材御用勤めを果してきたところ、寛文五年(一六六五)に留山を設け

ることになった。

所三男氏¹¹は、木曾林政には寛文五年と享保九年(一七二四)に大きい改革があったとしている。所氏は寛文改革の第一は、尾張藩領有以来代官山村氏に任されていた採材運送の管理と業務を、逼迫した藩財政建直しのため林材収入の増加吸収をはかるべく藩直轄の材木役所へ移したことで、採材量は以後も増加の一途を辿ったという。改革の第二は、残された美林を禁林区(留山)に指定して林材資源の保統を図ったことで、以後留山区域内は立木一切に手をつけられない封鎖林となった。留山は寛文以降元禄七年(二六九四)、同九年、享保年間と弘化年間に増設され、明治初年の調査によると木曾の留山二〇か所の総面積は二万〇六八九町だった。これとは性格を異にする「留山」の一種に巢山があり、これは鷹狩(放鷹)の巢鷹保護を目的として山地に設けられた禁林区で、針葉樹が茂り林相が勝れ鷹が営巣を好む最多時五七か所を数える山が、すでに寛文期以前から巢の存否に拘わりなく、巢山として一律に留山同様禁林区として保護されてきた。さらに所氏は、享保改革を停止木の伐木禁止、御免白木の切替金化と材種切下げ、上納役木(したがって下用米の)停廃に要約しているが、ここでは深く立ち入らない。

以上所氏の説は、今日では木曾林政についての定説だが、享保改革以後については採材規制政策として理解しやすいが、享保改革以前すなわち寛文期前後の林政が、木曾林政初期に目指した禁林区の方向とはどう繋がるか。本稿は寛文期の導入とされる留山制度への疑問を出発点とし、享保改革以前の林政上の問題状況について考えるものだが、まず留山制度の疑問点を掲げることから始めたい。

留山制度について所氏は、寛文改革の寛文五年から始まるとされたが、

留山は寛永二年(二六四四)に一四か所もの場所で樽土居役木の禁伐処置をとった時に、実質上開始されたと考えられる。

寛

- 一 上松小川山之内 小川はい沢 いた橋沢 あら嶋
- 一 荻原山内 ひ沢 かけ橋沢
- 一 須原山内 いな川 小川
- 一 野尻阿寺山内 あてら沢 与川
- 一 柿其山内 うくる川
- 一 みとの山
- 一 つまこ山内 あらゝぎ
- 一 田立山
- 一 湯舟沢山

但此山々之義ハ土居樽御役木ハ出不申之筈、右之書付寛永廿一申上二月十五日ニ寺尾左馬助殿へ、井沢藤右衛門今井吉兵衛御使ニて被遣候事¹²

所氏は留山が全区域を封鎖し禁林区とするのは、林材資源の保統が目的だとしている。実際に留山を「俗謂之御留山是良材多有故官不許護伐木」¹³と書いた記録もある。しかし留山を初めて設置した寛永年間、面積が詳かでないのが概算的ではあるが、広さでは留山の十数倍もある明山は、寛文五年に免木白木一駄に三匁の運上が課されるまで採木規制はとられず、採材量は増加を辿った。留山制度採用時、林材の保統と伐採すなわち藩財政の利潤追求と保護という、林政上の相反する側面についてどう考えたらよいだろうか。

次は同じ禁林区としての巢山と留山の関係である。封鎖林あるいは御林

の性格をもつ巢山の始源は古く、木曾でも正確な時期は不詳である。しかし「御巢山之儀者何之年定し候哉不相知レ候得共、慶長五年徳川家御料地ニ相成候節より始り候来方被思候¹⁴⁾」とか、「御巢山ハ慶長五年徳川家康公木曾谷御領地ニ相成候時方、御巢山ト申儀初り候間被考候、年度不詳¹⁵⁾」等の記録もあり、徳川氏木曾領有時の慶長五年頃から始まると伝えられている。

巢山禁林の目的を所氏は、鷹の営巢地と林業保護の両方にあるとする。また貞享元年(一六八四)に巢山と留山の外縁に、巢山に三町留山に五町の鞍山が設けられ、実質上両山の区域が拡大されたともされる。

一御留山御巢山ニさや明山内方木有処三町、木無処五町留候様ニと尾州方申来候

貞享元子ニ留山内成之¹⁶⁾

巢山の総面積は明治初年に明山の一〇〇〇分の三にすぎず、巢山の設定が林業資源の保続に果す役割は微少である。しかし一方微少の故に営巢地としての安全性こそ再考の余地があり、留山は巢山の鞍山的機能を果たしたのではなかったか。例えば別の記録に「御巢山ニ者さやと申候而御留山被仰付候儀、又者新ニ御留山等被仰付候義も有之様ニ覚候¹⁷⁾」とあり、巢山の周囲に鞍山という留山禁林区が設けられていたと推定される。

以上の他に重要なことに、封鎖林である巢山留山における管理機構と森林保護の問題もある。本稿は以下、二節で巢山と禁林問題、三節で留山と巢山の関係、四節で巢山留山の管理機構と森林保護をとりあげ、享保以前の林政の問題状況について考える。

二 禁林区としての巢山

近世における木曾巢山の面積を正確に把握することは、たやすいことではない。それは巢山全体の場所と面積を記録する史料が、一八世紀のある期間のものしか見付からない上に、さらに問題がある。いずれも刊行年不詳の『木曾根元集』と『木曾考統貂』は、記載されている巢山の場所は一致するのに面積は少々異なる。両書の木曾谷中年貢物成が、前書は享保検地以前の二六八二石に対し、後書は享保検地以後の二二五三石になっているので、両書の刊行年度は享保検地が実施された享保九年(一七二四)のそれぞれ前と後にあたるが、さほど離れていない時期と推定される。また『木曾惣山図書』は表紙の欠落で刊行年度が不詳だが、本文の記述では三浦山及濃州三ヶ村(裏木曾)が木曾材木役所配下になっているので、享保一五年あるいはそれより後かと推定される。一方刊行年度はわかっても、収録されている個々の記録が他書からの転載と推定されるものもあり、『木曾沿革史』等は今回は使用しなかった。徳川義親氏が著作において史料により「多少の相違あれど今度一々其の異同を挙ぐるは煩はしく、且餘り大勢に影響なきを以て之を省く¹⁸⁾」として、『木曾考統貂』だけをあげているのは大筋ではその通りだが、本稿では記録的価値があるものを全て収録して表1を作成した。

表の記録は宝永から宝暦までの五〇年間にすぎず時系列を辿るまでには到れないが、それでも木曾山の巢山五七か所三三〇〇町歩を占める享保年間の鷹狩隆盛期や、その一〇年前の宝永年間には殺生禁制の後遺症が鷹狩にも残っていること等が僅かに伺える。次に常憲院(綱吉)の世に殺生禁制

出所史料 村名	年代	木曾旧規矩	木曾山林沿革	木曾根元集	木曾考統貂	木曾惣山図書	吉 蘇 志
		宝永4年 1707	正徳6年 1716	享保9年以前 ~1724	享保9年以後 1724~	享保15年以後 1730~	宝暦7年 1757
巢山名		町	町	町	町	町	
枯山	山		24.0	24.0	24.0	—	
鈴ヶ	尾	38.4	38.4	24	38.4	38.4	○
小	谷	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	○
小	浦		33.6	33.6	33.6	33.6	
大	づひ		102.0	102.0	102.0	102.0	
焼	枯	67.2	72.2	67.2	67.2	67.2	○
鈴ヶ	沢	42.0	42.0	42.0	42.0	42.0	○
曲	尾	81.0	81.0	72.0	81.0	81.0	○
大	樋	5.4	27.0	5.4	5.4	5.4	○
小	樋	10.8	3.6	10.8	3.6	10.8	○
檜	尾	156.0	150.0	144.0	150.0		
合	巢						○
黒	沢						
焼	山	1.2	1.2	10.8	1.2	1.2	
唐	松	19.2	19.2	19.2	19.2		
湯	川						○
西	野						
糠	の	7.2	7.2	8.4	7.2	7.2	○
細	目	7.2	6.0	6.0	6.0	6.0	○
末	川						
大	原	7.2	9.0	7.2	7.2	7.2	○
黒	川						
道	貫	24.0	24.0	24.0	24.0	24.0	
赤	し	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	
か	よヶ	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	
上	ヶ						
田	沢	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	○
原	野						
池	ノ	129.6	54.0	183.6	54.0	129.6	○
宮	越						
赤	須	96.0	96.0	96.0	96.0	96.0	
野	山						○
曾	上						
池	ノ	48.0	168.0	48.0	168.0	48.0	○
尾	頭	48.0	52.8	48.0	79.2	48.0	○
押	出	66.0	60.0	60.0	60.0	60.0	○
奈	川						
小	峠		37.8	5.4	5.4	5.4	○
奈良	井						
樽	ヶ	—	—	—	—	—	○
贊	川						
白	膠	42.0	42.0	42.0	42.0		○
木	沢						
計		2,709.2	3,218.1	3,243.0	3,206.1	2,632.8	
巢	山	46	57	57	57	54	48

木曾山における森林保護と巢山・留山再考

表1 木曾山の巢山と面積

村名 巢山名	出所史料 年代	木曾旧規矩	木曾山林沿革	木曾根元集	木曾考統貂	木曾惣山図書	吉 蘇 志
		宝永4年 1707	正徳6年 1716	享保9年以前 ~1724	享保9年以後 1724~	享保15年以後 1730~	宝暦7年 1757
湯舟沢		町	町	町	町	町	
中山新巢		39.6	39.6	39.6	39.6	39.6	○
姥奈幾		7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	○
三(御)坂		3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	○
きり山原						37.8	
大奈幾							○
田立塚野		720.0	720.0	720.0	720.0	480.0	○
西埴(樽)		360.0	378.0	360.0	378.0	360.0	
栗畠							○
蘭南沢		36.0	36.0	36.0	36.0	36.0	○
鍋割		24.0	24.0	24.0	24.0	24.0	○
荒道		25.2	25.2	25.2	25.2	25.2	○
袖捲		75.6	75.6	75.6	75.6	75.6	○
三留野							
神戸山		57.6	57.6	57.6	28.8	36.0	○
蕨地沢			36.0	36.0	36.0	36.0	
柿其捨							○
尾羽倉		50.4	50.4	50.4	50.4	67.2	○
岩捨倉		67.2	67.2	67.2	67.2	67.2	○
野尻							
北沢			93.6	124.8	93.6	62.4	○
夏小屋			43.2	57.6	43.2		
樽沢						18.0	○
須原							
鈴ヶ沢		42.0	25.2	42.0	25.2	25.2	○
荻原							
太郎林		24.0	24.0	24.0	24.0	24.0	○
水沢		19.2	19.2	19.2	19.2	24.0	○
上松							
蝙蝠沢		118.8	60.0	108.0	108.0	108.0	○
小中尾			28.8	28.8	28.8	28.8	
蛇香沢		33.6	33.6	33.6	33.6	33.6	○
日用沢		18.0	18.0	18.0	21.0	18.0	○
打越		46.2	42.0	42.0	42.0	36.0	○
ずみの木			16.8	16.8	16.8	14.4	
上十三尾			36.0	36.0	36.0	36.0	
上十三尾			16.8	16.8	16.8	14.4	
穴組		18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	○
三沢		19.2	24.3	24.0	24.3	19.2	○
岩郷							
葉瀬ヶ沢		10.8	10.8	10.8	10.8	10.8	○
菅沼			—	—	—		
王瀧							
辰巳ヶ尾		8.4	8.4	8.4	8.4	9.0	○

木曾山における森林保護と巢山・留山再考

注) 一：山火事で草山成候 ○：面積不詳
史料所在：徳川林政史研究所蔵。

で巢鷹無用となつた元禄の布告と、將軍代替りによる鷹狩解禁で再び巢鷹献上になつた享保の記録を次に掲げる。

幕府常憲院様御代惣而殺生御制禁被仰出天下申鷹野相止事元禄六年十月二日被仰出候、例年被差上候御巢鷹ニ付本年御用無御座之旨、巢鷹山番人等被申付之義可被致無用之旨申達し様ニと、江戸へ申来し為其如此御座候已上

元禄六西十二月廿六日

後藤弥次右衛門

山村甚兵衛様

然処御代替ニテ又々鷹野始り、享保二酉年二月十一日富永左門殿被仰渡ハ巢鷹御用ニ付三巢下し申様被仰付、右ニ付湯舟沢より五月十一日一巢下し鷹口一居、又上松山を下したる一巢三ツ居候杯と有之にていつ連も尾州へ差出し由⁽¹⁹⁾

次に巢山の実際に立入るが、一言にまとめると次のようになる。

木曾(では)谷中の鷹を捕へて幕府に献するを例とせり、其の鷹が巢を纏ふ山を巢山と称へ樹木を伐採することを禁じ、毎年五月十月徒士一人足輕一人を一組と称へ四組をして諸山を巡回せしめ、三年毎に更に五組をして総山を巡回せしむ、後預め巢山を定むる⁽²⁰⁾

奉行所から木曾谷中村々へ通達された巢山留山についての法度覚書、あるいは請書、手形といわれる条々が残っているが、元禄三年(一六九〇)に王瀧村に遣わされた御渡請書がある。

御役木土居伐出ニ付御法度御渡請書連判帳

一 毎年被仰付候通り鯨川山之内并ニ御巢山御留山新かこいの内ニ而、何

木ニ不寄壺本壺丁も切取申間敷候

一度々被仰付候通り御役木割ニ参候共、又ハふち木切柵取りて何分之山江壺晚泊リニ参候共、村中并組中たか⁽¹⁵⁾いに吟味致参可申候、吟味不致参候ハ、組中共ニ何様之曲事ニも可被仰付候事

一 例年被仰付候通り何方之山境成共、何木不寄壺本も切越申間敷候事

一 毎年被仰付候通り横立木壺本も切申間敷候事

(中略)

一 毎年被仰付候通りむさと野火付申間敷候事

一 他国者ニ壺晚之宿も貸し申間敷候事

柚日用本メ抱之由髓ニ聞届ケ宿貸し可申候かち商人ハ、請人を立手形取宿貸し可申右何れも請人無之者宿貸し申間敷候事

(後略)

元禄三年正月十九日

小右衛門⁽¹⁸⁾

(以下一六八名略)

松原六兵衛殿⁽²¹⁾

請書の要点は伐木の禁止、山火事の注意、そのため他国者への宿貸し禁止、樵日傭いや鍛冶職人への宿貸しには請人必要としている。この点について宝永二年(一七〇五)の王瀧村に残つた覚書⁽²²⁾によつて、もう少し請書の内容を補充しよう。まず請書二項めで村中組中あげて相互の監視を促しているのは、この頃巢山留山は相当荒廃が進んでいたと推定される。覚書も云う。

一度々申付候焼枯御巢山曲尾鈴ヶ沢右三ヶ所御巢山ハ、切ちら志大分

こつは木間ニ候へハ、村中相互ニ無油断申付少し之こつは木ニ而もぬ

すみ取不申様ニ可仕候(後略)

巢山は木端木が増え、その上盗木にもおよぶ事態であつた。請書四項めの横は後に停止木になる高級材で、小生え小枝根本でもむやみに伐出すことは禁止された。覚書も云う。

一 横立木之義每々御法度之段被仰付候処ニ、去ル末年々別而急度被仰付候通り、少し之小ハへ(生)こ(小枝)ゑ(思)ニ而も切取申間敷候、立木之義ハ不及申祢木うら木ニ而もむさと用木等ニ取出し申間敷候

請書五項めの野火防止は、田畑が少い木曾谷村民にとつて夫食である雑穀の耕作に必要な切畑の山焼にあつて、周到な手配を義務づけたものである。覚書も云う。

一村中草山焼申儀春中山々雪御座候節風無之日を見合、庄屋組頭吟味仕村中不残召連罷出焼可申候、焼留り不申内者其場ニくれくれも罷連外江火移り不申様ニ致焼可申候義、所々草山御座候とも右之通可仕候御事

切畑の山焼には村中総出で延焼を防ぐことが申し渡された。さらに覚書は採薪草や狩獵のために山中に入った際の、焚火や煙草の火の不始末による山火事に細心の注意を求めている。

一村中之者薪其外木草取ニ当村山中并他村山江罷越候節、たは(煙草)こ吞候共氣を付直ニ火を消惣而火之用心堅可相慎旨(後略)

請書六項めが他国者や袖日用、請人のいない鍛冶職人に宿貸しを禁じているのは、山稼ぎでの失火や切越厳守への配慮である。覚書も云う。

一 山々ゆききへ申候ハ、か志(鍛冶炭)すみ(雪消)なと物而やき増し申間敷候、若村中之内請合やき申度者御座候ハ、此方へ相断(談話)せんき之上やき候場所をきわめ相渡し可申候(後略)

一か志商人持子日用袖之類ニ宿貸し申者ハ、其宿仕候者ハはくち火之用

木曾山における森林保護と巢山・留山再考

心御山境切越、惣而御公儀様被仰出候御法度之品々、急度申渡相慎申様ニ可仕候(後略)

この他に巢山産物をめぐる規則として、熊の胆熊皮を獲る熊打と野麦採りの入山の掟があつた。熊打は木立の熊剥被害防止のため明山では許可されたが、巢山留山では禁じられた。野麦採りは従来禁止だったが、村人の要望に押しきられ村中で山火事対策の責任を負うことで認められるようになった。

一 谷中御巢山并御留山御山内所々ニ近年熊剥多有之ニ付、右為防候間明山ニ而熊打候義、何れ之場所ニ而も令徘徊出精打留可申候、胆皮之義何方へ不及相断候間勝手次第売払、御百姓助ニ可仕候(中略)、勿論御巢山御留山之義者至極御大切之事ニ候間常々被仰付候通、右御山内江堅出入仕間敷候、万一熊打ニかこつけ不埒之義仕候ハ、御僉儀之上急度被仰付置候

(享保九年)十一月(23)

急度申入候、当年山々ニ野麦出来申候ニ付大勢入込取申候由、就夫御巢山内へハ入込不申筈ニ候へ共野麦取候義者不苦様ニ心得違、自然入込候事も可有之候と存候、第一火之用心無心之存候間弥御巢山内江一切入込不申様ニ堅可申付候之義も、大勢入込申事ニ候得ハ火之用心入念村々ニおゐて庄屋組頭打寄遂吟味、惣而野麦取ニ罷越候者、たは(煙草)こ火道具持參不申候様急度可申付候(後略)

(享保元年)六月

井 小市郎
千 庄左衛門

当村²⁴黒川迄

また巢山留山での盗木や伐越等背伐の禁を犯した場合は、いかに対処されたらうか。

一享保十八年元文元辰年荻曾味曾川御巢山御留山内ニ而藪原宿荻曾村之者共、致盗木僉議之趣其表江申達、元文四年御仕置被仰付候者共左之通御座候

荻曾村 惣右衛門

右者去丑年御巢山御留山之内江入込盗木、其上外をも誘ひ切明をもいたし、旁不届ニ付谷中追放被仰付候

右惣右衛門義ハ大切之御山内江入込致趣、同前之者共ニ候得ハ御免難被成相見申候旨去ル亥年申達候得共、年経之義ニ候得ハ此節御免被仰付候方ニ而も可致御座哉上存候

藪原宿 馬之助

右ハ辰年御留山内ニ而令盗木御巢山江も入り趣、不届ニ付荻曾藪原菅ニヶ村追放被仰付候

藪原宿 惣十 定七

茂八 治右衛門
治平

右之者共儀も少々、之輕重ハ候へ共、畢竟御免山内ニ而同年盗木致所ハ同様ニ而不届ニ付、藪原宿計追放被仰付候

右馬之助惣十定七茂八治右衛門治平六人之者共儀、御免被仰付候方可然義ニ存候

右之通吟味勘弁之趣申達候以上

(玉曆三) 西十二月²⁵

盗伐者への処罰は谷中、三か村、当宿と差はあっても概ね所払いだったが、何れも高齢の理由その他で温情がかけられ赦免されている。一方山火事の火元に対しては、次の史料は実際ではなく規則だが懲役、入牢、追放の罰に、五人組にも連帯責任が負わされているが、実行の程は不詳である。

一 杣山火事出候当人為過怠三十日籠舎三十日、其五人組ハ十五日頭小頭八十日、手代之義者十日立籠(中略)火出し本人ハ籠舎上追払申答

一 寄杣之内ニ而火出し欠落仕候節ハ、詮議難成候間組中不残追払申答

(中略)

右是ハ寛文八年公儀相窮申候以上²⁶

三 留山と巢山の関係

巢山同様に禁林区である留山の正確な面積は不詳である。留山の領域は巢山の一〇倍前後と推定されるものの、範囲は史料では、何某沢不残とか何某沢渡方奥々、何某山惣山とか何某山明山境迄不残等莫然としたものが多く、詳しい一覽図も見付かっていない。ただし場所と設定時期は寛永二年(一六四四)、寛文五年(一六六五)、享保九年(一七二四)の史料で推定が可能である。このうち寛永二年は第一節で既述したので次に残る二点を掲げる。

留山之覚

一 おのたけ山之内

いくみ川入不残

一 上松山之内小川入

北またふんとう沢方奥
南また下すんとう方奥

一 野尻山之内

あてら川入北沢方奥

一 田立山

ゆふ手沢

右之分留山

一すはら小川入
(須原)

鈴ヶ沢について檜木物之分計留山

是ハ帆柱出申山

此書付石川八兵衛殿田辺四郎右衛門殿持参御渡し

(寛文五年)正月廿一日⁽²⁸⁾

一上田山正沢入かうの川方奥々之分

一原野山正沢入岩屋沢方奥々不残

一蘭山南の川入丸山不残

一同南の川入下ハ小屋場ヶ沢方奥ハ御巢山境迄不残

一萩曾笹川入押出御巢山続両平明山不残

一黒川山道灌御巢山続明山之内小屋の沢渡方奥々并右御巢山向明山

一王瀧之内濁川入伝上谷并白地川樽ヶ沢不残

一同瀬戸川明山不残

一阿寺山渡方御留山境迄の明山并樽ヶ沢入共ニ

一同長通り山

一妻籠城山井水上山

一殿村山之内とくさ沢

右之通木曾御山之内向後御留山被仰付候間申談候様ニと、年寄衆被申

間候御承知夫々御申渡可有之候

(享保九年)八月⁽²⁹⁾

以上三ヵ年度の留山に享保十年設定の岩郷村鷓山を加えた二〇か所を、

『山林古書類』の記述を基にまとめたのが表2である。留山も巢山と同じく採木禁止、入山規制の禁林区として知られるが、実際には奉行所の許可

木曾山における森林保護と巢山・留山再考

の下で採伐が続いた。この間の事情は王瀧村鯪川留山の場合とは次のとおりである。

一御巢山并御留山之儀者古より禁伐林と申ニ者無之候、百姓共無願ニ而立入候を御差留之山ニ而既ニ鯪川御留山者寛文五年より御留山ニ候、享保九年庄屋松原彦右衛門初木曾村々ニ而材木請負橋式組之者共伐出し、福嶋川出合川合渡迄独下ヶ尾州御役人江同所ニ而相渡候事有之、猶又御巢山之内ニ而も小谷沢入合巢御巢山方万延元年申年尾張殿御手仕出し候而材木伐出し候事有之候、御留山ニ而も瀬戸川山ニ而願出之上雜木薪伐取候事も有之候⁽³⁰⁾

寛文五年に設定された鯪川留山は、その後享保九年庄屋松原彦右衛門が木曾谷の架橋用の材木御用を請負って伐出し、万延元年(一八六〇)には合巢巢山で御用、瀬戸川留山では雜木薪伐取もあつたという。次に数量がはつきりしている留山の材木注文書を掲げておこう。

西年木曾地山御材木本切注文

殿村賤母御留山野尻明山

一五千四百八拾式本

雜角長 沓間方三間迄 六寸角方沓尺五寸角迄

内

平物式丁惣出来

賤母御留山

一沓万六千式百五拾式本

檜雜丸太長 九尺方式間迄 末口三寸方沓尺五寸迄

殿村御留山

一拾五枚 樅板子 長七尺五寸

表2 木曾山の留山

村名 名称	「山林古書類」による記事
湯舟沢	
惣山留山	大川渡をセリ迄三里四町ヨ
妻籠山口	
賤母山	
城山	
水上山	
田立	
惣山留山	坪川入大の川渡をセリ迄式里半ヨ、長谷川入同断壱里半程
野尻	
長通入	大川渡をセリ迄壱里程
阿寺入	立石沢を樽ヶ沢奥ハ御留
蘭丸山	蘭入床並セリ迄六里ヨ、南沢入丸山不残
木屋場沢	同断木屋場沢を奥御巢山境迄御留
須原	
小川入	小川入御留、大川渡をセリ迄式里半程、イナ川入大川渡をセリ迄六里ヨ
殿	
木賊沢	木賊沢御留大川渡をセリ迄壱里八町程、脇沢入大川渡をセリ迄壱里半迄
上松	
小川入	北股入大川渡をセリ迄五里程、南股入大川渡をセリ迄四里ヨ
福嶋岩郷	
鶴山	享保十年以来禁伐木
黒川	
黒川入	道貫御巢山残明山之内木屋ヶ沢渡を奥并右御巢山向明山不残御留
上田	
大原入	大原入和留沢渡之上水生谷を横通り、かうの川を奥ハ御留
原野	
池浦	正沢入荻曾川通をセリ迄三里半程、笹川入荻曾川通をセリ迄正沢入岩屋沢を奥御留
藪原荻曾	
笹川入	笹川町分をセリ迄五里半程 押出御巢山残明山不残御留
味曾川入	味曾川入笹尾沢を奥御留
王瀧滝越	
瀬戸川入	王瀧川通をセリ迄式里半程
濁川伝上	伝上谷白地橋ヶ沢不残御留
舩川入	王瀧川通をセリ迄七里半ヨ何れも御留

木曾山における森林保護と巢山・留山再考

出所「山林古書類」(徳川林政史研究所蔵)。

木都合式万千七百四拾九数

外

百拾九本 錦織 杭木

五千七百四拾九丁 榎木

八百四箇 檜明檜横皮

右御材木当酉年殿村野尻賤母山雜角錦織杭木生木本切丸太榎木熊剥疵
木本切仕出申候以上

宝曆三年酉十一月⁽³¹⁾

用途は不明だが角材五〇〇〇本、檜雜丸太一万六〇〇〇本で、他に榎
(後)材五〇〇〇本があるがこれは紙面によると熊剥疵木を切り出したよう
である。ではその後巢山はどうなっただろうか。

一 巢鷹之儀下シ巢出シ候山々は御巢山と云可、両境豎何町横何町と御極
材木等伐出し候儀御制止ニ候、巢鷹お路^(下)候者巢主と名付其巢山守り
被仰付候、其後尽山ニ成りて御用材木出可弥候由にて、御巢山へも後
注文山被仰付材木伐出し候故、当節ハ名のみニ而檜樫横等ハ無之
^(仮名木)
かなき生立候由、然共御留山ニ而右巢主共は折々山廻り候様被仰付
候通相廻り候由、春秋両度山廻り之御人被遣候義当節之通候⁽³²⁾

(享保九年)

採材を続けた巢山は、その後檜樫横等用材価格の高い針葉常緑樹が無く
なり、ほとんど落葉樹である仮名木が増えて伐尽し目前(尽山)の状態と述
べている。

木曾林政上の禁林区設定の歴史は第一節でふれたが、もう一度そこへ戻
ろう。慶長五年(一六〇〇)頃と推定される巢山に遅れること、留山は寛文
五年(一六六五)の始まりと所氏はされたが、それより早い寛永二十一年(一六

木曾山における森林保護と巢山・留山再考

四四)と推定される案について既述した。設定の目的は巢山が巢鷹の保護
にあるのは明瞭だが、留山が用材の保続とする説に立つと、寛文五年時点
でも留山の十何倍と推定される明山は、当時まだ伐木規制をしておらず矛
盾を感じる。一方禁林区である巢山と留山は設定以後も採木が続けられい
かにも箆に水のように、これでは少くとも資源保護の効率が悪く、留山に
はもつと他に目的があったのではなからうか。

留山の総面積は巢山の一〇倍程と推定され、場所は表2のとおりだが、
領域は何某沢(入)の何某渡(合流点)から谷の奥あるいは山腹(セリ)まで御
留とか、惣山御留とか漠然とし、面積はなお判然としない。しかし谷筋一
円および一山全体と広い範囲が設定され、その結果留山の領域の中にはい
くつかの巢山を包含することになった。木曾谷留山の正確な領域を記録し
た史料は、目下のところ部分的なものしか知られていないが、藪原荻曾山
笹川入留山・味曾川入留山(図1)と、王瀧山鯨川入留山(図2)の二枚の図
によると、笹川入留山には押出巢山、味曾川入留山には池ノ沢巢山、尾頭
沢巢山、鯨川入留山には枯山巢山、小股浦巢山、大ぜつひ巢山がそれぞれ
包含されていることがみてとれる。これは巢山にとってはあたかも鞆山の
ような位置にあたり、実際「巳ニ或者御巢山ニ者さやと申候而御留山被仰付
候儀、又者新ニ御留山等被仰付候義も有之様ニ覚候⁽³³⁾」と、当時巢山と留山
とは一体的な関係でとらえられていたともみられる。もとより巢山は巢鷹
保護が目的なので、巢山に鞆をかけた形の留山は機能上巢山地区の拡大を
意味する。したがって寛文頃までの留山には、用材保続よりも森林保護の
機能を看過できない。したがって制度上の鞆山が「御留山御巢山ニさや明
山内方木有処三町、木無処五町留候様こと尾州方申来候(貞享元)⁽³⁴⁾」とされ
たが、実際にはその機能を既に果しつつあった留山が、鞆山制度までも包

撰してしまったと考えられる。この点は制度的鞍山の記録がほとんど出てこないことも符号する。また留山が巢鷹の存在を除けば巢山と行政上同義に扱われたことは、数々の達書や法度にみられるとおりで、この点は随所で示してきた。

さらに代官所は、巢山はもより留山等でも旧巢から離れた他の山で新しい巢の発見を、惣百姓へ山内見廻りを強化し奨励した。

定

一御巢鷹此以前より別而入精候やう被仰付候間少も油断仕間敷候事

一御巢鷹新巢を見出し候ハ、^(褒美)ほうひ可致候間成程見出可申候、但毎年^(下)おろし候山方も外ニはなれ山にての義ニ候事

(後略)

慶長十六亥卯月二日

山村甚兵衛書判

三尾村肝煎

同惣百姓中⁽³⁵⁾

指上ヶ申一礼之事

一御巢鷹近年無油断巢元見出し候様ニと毎年度々被仰付奉畏候

一尤いたかの巢^(雀鷹)つみの巢共ニ当年より数多ノ用ニ候間、只今より気を付巢扱

主御百姓共ニ無油断見廻巢主多ク下し候様ニ急度被仰付奉畏候

一巢主之義前々より役目之義ニ御座候得共、今程者す山かな木立にも巢御座候得ハ、向後者巢主にかきらす惣百姓共折々山内廻無油断見出し可

申候

享保四年亥四月六日

沼田且七殿⁽³⁶⁾

庄屋
組頭 連判
惣百姓

後の史料の内容は、享保の鷹狩隆盛を背景に巢鷹の需要が増加し、仮名木(落葉樹)の林でも探索の対象とし、巢主に限らず村中百姓への呼びかけの請書である。巢山留山の森林保護には、為政者の施策に加えて村々を組みこんだ体制づくりが不可欠だったが、この点を次節でみていこう。

四 巢山・留山の管理機構

(一) 山見廻りと改木

従来木曾山の支配と年貢木取扱は代官山村家に委託されてきたが、寛文以後藩庁はこれを直轄に移し、用材取扱事務と山見廻り(巡見)の実際を山村家から、藩の役人が詰める福嶋上之段の国奉行所と、新たに設けられた上松原畑の材木役所で扱うことになった。そして山見廻りは、役所の信託を受けた山村家と村々の庄屋組頭が行うことになり、最初の山見廻りは寛文四年(一六六四)に行われ、事前に次のような打合せがなされた。

一去十日貴札十四日ニ参着拝見候、然者先日私使之者ニ被仰下候通木曾

山巡見御来行衆四人被遣候間、私方より案内之もの指添某外山中案内存知候、百姓可申付候旨并御用人馬入用其外何事ニ寄ら津、佐藤半太夫

差図次第仕候様ニと拙者支配之処可申付由御意之趣奉畏候、右四人衆

十四日之晩当地迄参着被致、即十五日者おの^(王龍)たけ山筋江被参候ニ付、

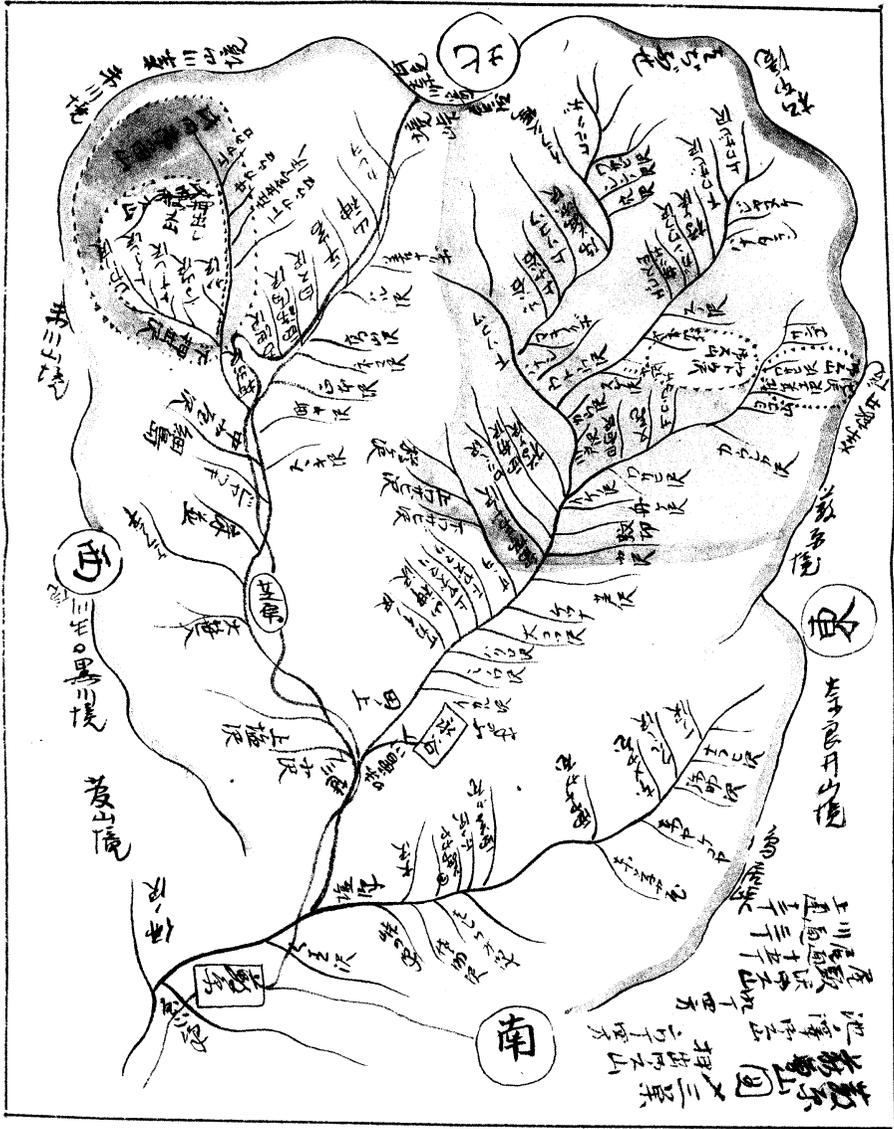


図1 藪原荻首山笹川入留山味曾川入留山

注) 黄色地: 留山 赤色破線範圍内: 巢山

出所: 「木曾谷澤々町間記」(徳川林政史研究所蔵)。

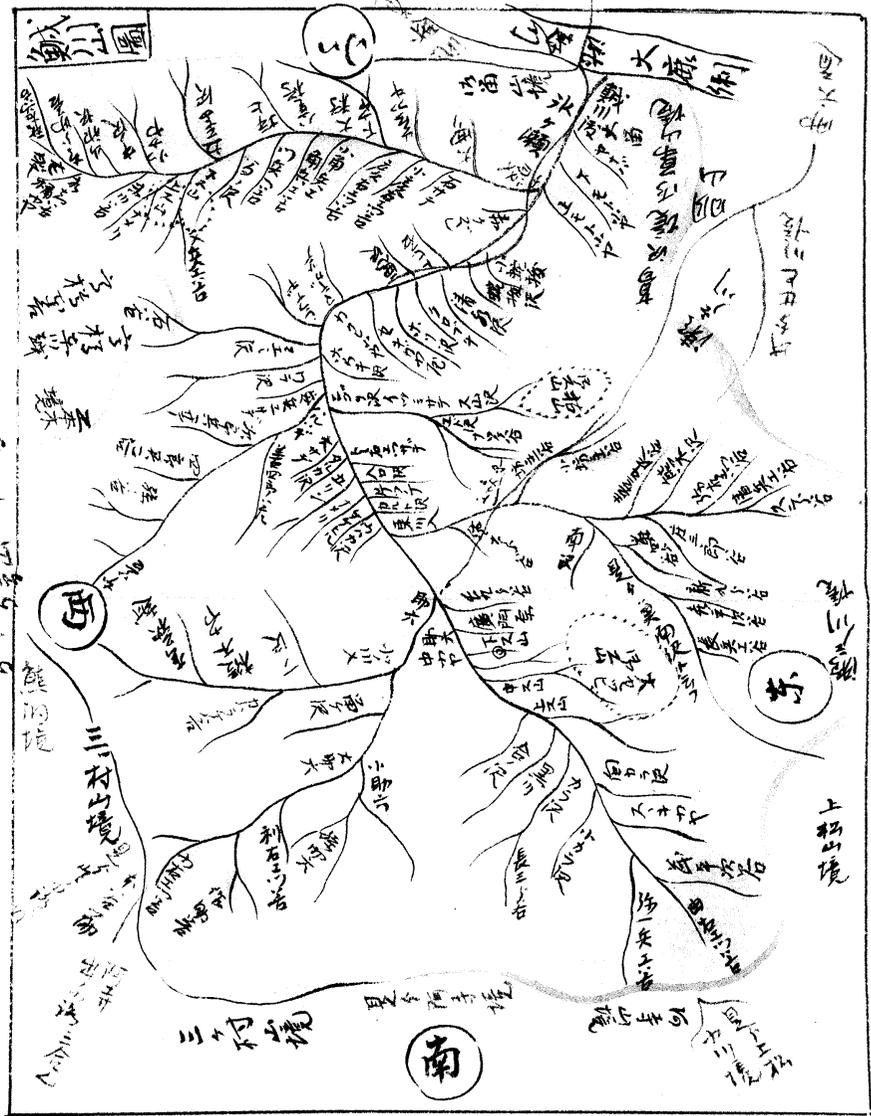


図2 王瀧山鯰川入留山

注) 黄色地: 留山 赤色破線範囲内: 巢山

出所: 「木曾谷澤々町間記」(徳川林政史研究所蔵)。

私方の兩人指添案内為致候百姓等之儀も申付候、尚期後音之時候、恐惶謹言

寛文四辰六月十六日

山村甚兵衛

志水甲斐守様⁽³⁷⁾

(他二名略)

藩の役人に対して山村家と村々は、案内立合人と荷物運び等の人足を用意することになった。寛文四年の山見廻り(巡見)は、次の編成で行われた。

一木曾谷中へ尾州より始而順見

寛文四辰年六月

御国奉行 佐藤半太夫 御勘定奉行 天野四郎兵衛

御材木奉行 天野孫作 御目付 都築弥兵衛

五十人御目付 松本加兵衛 同 真鍋茂大夫

大工絵書参候 此方々案内 武藤太右衛門⁽³⁸⁾

(他三名略)

これが他の史料では一部に「手代四人 大工式人 絵書式人 中見目付⁽³⁹⁾」とあって、手代四人が山村家より遣した武藤太右衛門他三名の案内

人とみられる。更に中間等については、享保九年以後と思われる史料がある。

御巢山并御留山共見廻之儀者、木曾谷御支配福嶋山村甚兵衛殿御家来

徒士壹人足輕壹人、兩人江庄屋組頭兩人立合、外三人足四人弁当持壹

人引連見廻候筈例之⁽⁴⁰⁾

ここでは寛文四年の案内人は、山村氏家臣徒士一人足輕一人と庄屋組頭

兩人の合計四人に、中間目付二人は人足四人弁当持一人に、とって代つて

木曾山における森林保護と巢山・留山再考

いる。初回山見廻り(巡見)に続く、第二回以後の山見廻り人の氏名は次のとおりである。

一貞享四卯年五月

御国奉行 星野三四郎 御勘定奉行 長坂左次兵衛

御材木奉行 小川六太夫 五十人御目付 野呂十右衛門

案内断有之出不申候

一元禄十丑年四月

御国奉行 鳥居八左衛門 御勘定奉行 星野七右衛門

上松奉行 大熊孫四郎 五拾人御目付 佐藤金左衛門

案内断有之出不申候⁽⁴¹⁾

一享保六丑年木曾山巡見

大村源兵衛 市川甚左衛門 戸田八左衛門

清水太郎左衛門 加藤仁左衛門

一享保九辰年木曾田畑検地并切畑共ニ

大村源兵衛 市川甚左衛門 戸田八左衛門

成田庄右衛門 八尾市左衛門 小沢忠右衛門

松崎金左衛門 堀江又四郎⁽⁴²⁾

一享保十一年八月尾州方谷中順見

御国御用人 遠山彦右衛門

同 下 役 高橋治郎藏 同 下 役 西脇仙藏

一享保十二年八月右同断

御側同心頭 津田十郎兵衛 同 下 役 渡辺十右衛門⁽⁴³⁾

(他二名略)

木曾谷惣検地の享保九年を除いて、ここまで六回の山見廻り専門の巡見

があった。山見廻りは毎年五月(夏の改め)と十月(秋の改め)の二回行うのが慣例で、三年ごとの惣山廻りには巡見範囲を広げることになっていた。

御巢山御留山見廻

一 御巢山御留山見廻之儀、毎年五月十月両度ニ徒士壹人足輕壹人兩人

ツ、四組申付為相廻候、雪降候得共右之書取之

但三ヶ年ニ忝度惣山廻之節五組申付候⁽⁴⁴⁾

(正徳六年)

その後元文五年(二七四〇)、藩庁は福嶋上之段役所を上松へ引上げ、山村家の支配権が回復した。

覚

一 今度被仰付候趣ハ上之段御役所上松へ御引上成候ニ付、諸事御用之義

福嶋御役所ニ而御支配之由被仰付候⁽⁴⁵⁾

(元文五年二月)

したがって山見廻りは藩庁から再び山村家へ移り、以後は山村代官所の役人が勤めたが次は明和期の代表役人である。

宛名者山村家山廻り役人氏名

明和三年戊十月 大脇新蔵 下条安右衛門

同 四年亥五月 大高八十八 小川権蔵

同 四年亥九月 勝野要七 加藤九右衛門

同 五年子五月 下山武兵衛 小倉佐平次

同 五年子十月 鈴岡定七 市川善郎右衛門

同 六年丑六月 市岡忠太 志水与兵衛

同 六年丑十月 沼田六郎兵衛 竹内忠右衛門

以下天明五年巳五月迄略ス但年々二回ツ、ナリ⁽⁴⁶⁾

夏秋年二回の山村代官所役人の山見廻りには、これまでどおり村々の協力が義務づけられた。山見廻りの監察対象は、木立の盗木伐越から火の用心対策にまでおよび、元禄からは巢山の改木ばかりでなく明山でも徐々に始まる停止木も対象に加えられた。次は王瀧村の材木役所への請書である。

差上申一札之事

当村大樋瀬小樋瀬鈴ヶ尾辰巳ヶ尾御巢山新囲共々今度御改被成候ニ付、

拙者共御巢内仕御境通内山共々御改被成候処、盗木切越等之義者勿論

御山内怪敷義無御座候、此以後無油断御山内相廻り節少ニ而も怪敷義

見出候ハ、早速御注進可申上候、怪敷子細乍存知隠置後日露頭仕候

ハ、御詮議之上急度越度可被仰付候、将又御山内火之用心堅相慎并

前々も度々被仰付候通、御巢山之内諸木之義者不及申上明御山ニても、

御停止之小檜曾木一切伐取申間敷候旨今度も被仰付奉畏候、村中急度

相慎可申候、万一右之趣相背候者御座候ハ、御吟味之上本人ハ不及申、

庄屋組頭何分之越度ニも可被仰付候、為其一札差上申処如件

明和三年戊五月

王瀧村庄屋 庄八

組頭 忠左衛門

(他七名略)

八木又治郎殿⁽⁴⁷⁾

(他一名略)

山見廻りの実際についてやや時代は下るが、天保三年(一八三二)の王瀧村の例を示そう。

覚

四月廿五日

一人足式人 上条 鈴ヶ沢御巢山内廻り

一人足式人 淀地 焼枯御巢山内廻り

一人足八人 上条四人 辰巳ヶ尾御巢山案内候

一人足八人 下条四人

一人足四人 三沢壺人 辰巳ヶ尾御案内仕候

一人足四人 上条式人 徳左衛門 庄右衛門

四月廿六日

一人足式人 野口 立間ヶ沢御巢山内廻り

一人足四人 淀地三人 辰巳ヶ尾御巢山御案内

一人足四人 下条壺人 仁左衛門 佐右衛門

一人足式人 崩越 曲尾御巢山内廻り

四月廿七日

一人足四人 崩越三人 曲尾御巢山御案内

一人足式人 三沢壺人 太郎吉 友吉

一人足式人 上条 小谷御巢山内廻り

四月廿八日

一人足四人 上条 鈴ヶ沢御案内

一人足四人 瀬戸川御留山 庄右衛門 兵次郎

一人足四人 一鉢川御留山

右式ヶ所御巢鷹有之御見分御断申上候事

四月廿九日

一人足四人 野口三人 立間ヶ沢御巢山御案内

一人足四人 瀧越壺人弁当持 繰吉 忠五郎

瀧越御泊りニ御入込被成候

五月朔日

大樋瀬小樋瀬御見分

五月二日

伝上御見分濁川湯小屋御泊り

五月三日

一人足四人 上条

一人足三人 三沢

小谷御案内⁽⁴⁸⁾
組頭六郎兵衛

大樋瀬小樋瀬は巢山、伝上濁川は留山で、人足の下は人足を遣わした地区名、人名は五月三日にあるように役人の案内を勤めた組頭名であろう。

巢山八か所の見廻りと、留山二か所で鷹の巢を発見したことが知られる。

山内廻りの扶持米は木曾材木奉行所が、年貢米より庄屋組頭は一日二升、人足は一日一升宛支給した。

以手紙令啓達候、湯舟沢山蘭山御境通り見廻り候村方庄屋組頭并人足

共扶持米別紙之通相渡候様致度由、木曾御材木奉行申達候間如例木曾

御年貢米之内方御渡候様、御取扱候様と存候以上

(宝曆二年)六月廿八日

桜井内記

山村甚兵衛様

一米四斗五升 湯舟沢分

内 庄屋組頭延人十人 一日式升ツ、

人足廿五人 一日壺升ツ、

一米壺石五升 蘭村分

内 庄屋組頭延人十三人 一日式升ツ、

人足七十九人 一日壺升ツ、

メ壺石五斗⁽⁴⁹⁾

山見廻りの監察事項は、木立については樹種や賦存状態と災害の被害状況であった。前者の記録では本数を数えたもの等種々あるが、ここでは巢鷹の監視を通じて森林保護を果たしている巢山の記録を、王瀧村を例に示

しておく。

巢山之覚

一辰巳ヶ尾	内の木 少	巢主	上原	孫十彦左
一かれ山 <small>(枯)</small>	内あすひ 少	巢主	瀧沢	久六五右衛門
一鈴ヶ尾	内の木 少	巢主		五右衛門
一小谷	内の木 少	巢主	二子持	五右衛門
一小股浦	内の木 少	巢主	野口	久作彦作
一大ひぜ <small>(種瀬)</small>	内の木 少	巢主	野口	久作彦作
一大せつひ	内の木 少	巢主	野口	与助彦助
一やけか連 <small>(焼枯)</small>	内の木 少	巢主	二子持	甚七久六

一まか里尾(曲) 内の木 同 巢主 崩越 重右衛門

一鈴ヶ沢 内の木 少 巢主 上島 才左衛門

一(小種瀬)ひの木 少

一檜木尾 内の木 少 巢主 瀧越 長右衛門

一すの端 内の木 少 瀧越 長三郎(50)

(寛文四年)

すの端は合巢のことである。巢主は巢鷹の監視人であるが、同時に鷹の営巢環境である巢山の森林植生についても監察していることになる。巢主のことはあらためて後述する。一方被害状況検分の例として王瀧村の記録がある。

覚

申ノ秋(享保十三) 小種瀬御巢山根返り木

一檜二本 本口四寸程

一椀壺本 本口同断

同 辰巳ヶ尾御巢山風折

一椀壺本 本口七寸程

同 鈴ヶ尾御巢山熊剥

一檜四本 本口六寸程方七寸程迄

同 鈴ヶ尾御巢山根返り

一檜式本 本口四寸程方八寸程迄

同 大樋瀬御巢山根返り木

一檜壹本 本口八寸程

同 小樋瀬御巢山根返り木

一檜六本 本口式寸余

一鼠子式本 本口六寸程方七寸程迄

一柁三本 本口三寸程

右之分申ノ秋御改木

西ノ秋(享保十四) 小樋瀬御巢山熊剝

一檜五本 本口式尺壹寸廻程方式尺五寸廻程迄

同 鈴ヶ尾御巢山熊剝

一檜七本 本口壹尺廻程方六尺廻程迄

同 曲尾御巢山熊剝

一檜九本 本口壹尺五寸廻程方式尺廻程迄

一横式本 本口壹尺廻程方式尺八寸廻程迄

同 鈴ヶ沢御巢山熊剝

一檜八本 本口五寸程方壹尺壹寸程迄

同 焼枯御巢山根返り木

一檜壹本 本口五寸程

右之分西ノ秋御改木

惣メ五拾四本

内

木曾山における森林保護と巢山・留山再考

式拾式本 申年分

三拾式本 酉年分

享保十六年亥八月

王瀧村庄屋 彦右衛門

組頭 六左衛門

(他八名略)

市川甚左衛門様(印)

山見廻りの目的は盗木伐越の監視だが、一方風のため半ばで折れた風折、根こそぎ倒れた根返り、熊の疵害である熊剝等の自然災害の点検もある。これら災害による破損木は、用材として伐出しの対象になることも監察の目的である。

(二) 巢山と巢鷹

巢山留山見廻りの目的には改木とともに巢山の巢鷹監視があるが、森林保護上からするとこの方が早い。慶長頃と伝えられる巢山設定時の達示や法度の内容は不明だが、享保期に木曾谷の巢山を擁する村々に申渡された条々の請書がある。

木曾御巢守并村方江申渡覚

一御巢鷹之儀只今迄も無油断心懸ヶ見出し指上申候得共、弥以向後年々春方心懸ヶ出精相励御巢鷹数下し指上ヶ可申事

但庄屋組頭無油断春彼岸前二年々巢主共へ心懸ヶ之儀申渡、惣百

姓中ニも申含怠り出来不申様ニ可到事

一御巢鷹下し候御褒美之儀、只今迄ハ大壹居ニ付米壹石小壹居ニ付米三

斗宛被下置候得共、今年^(然力)御褒美米増大壺居ニ付米式石宛小壺居ニ付米五斗宛指上候、可被下置候事

一右御巢鷹献上ニ相立候得者右之通米式石宛被下置候外、別而為御褒美大壺居ニ付金五兩ツ、可被下置候事

但小ハ献上御用ニ無之事

一巢主之外之者見出し候てハ其段巢主江為知可申候、御褒美米御褒美金之儀ハ相對割付頂戴可仕事

但相對割付之程ハ其所之庄屋組頭承届、手間取之程ニ随ひ廉直ニ割付為致可申事

(後略)

享保拾五年戊二月

(王瀧村)百姓茂平治⁵²

(他二五六名略)

その内容は鷹の営巣場所を見付け、孵化後は巢鷹を監視、巢下しまで保護する任を負うことを村民に義務づけ、これを担う村民を巢主あるいは巢守、巢下と呼んだ。巢鷹は産毛が生え替った頃捕え(巢下し)て、御鷹役所へ持参すると褒美米が下付された。この制度は巢山制度とともに始まったと推定されるが、慶長七年(一六〇二)からの記録がある。

一寅之年木曾御勘定之事^(慶長七)

(中略)

米拾壺石ハ御巢鷹おろし之御ほふひ^(褒美)ニ被下し手形之分

但拾壺巢之分 壺巢ニ付壺石ツ、

一卯之年木曾御勘定之事

(中略)

米式拾壺石五斗ハ御巢おろし之御ほふひニ被下し手形之分

但巢数拾五巢之分 壺巢ニ付壺石五斗ツ、

一辰之年木曾御勘定之事

(中略)

米拾九石五斗ハ御巢鷹おろし之御ほふひニ被下し手形之分

但御巢数拾三巢之分 壺巢ニ付壺石五斗ツ、

一巳之年木曾御勘定之事

(中略)

米拾三石五斗ハ御巢鷹おろし之御ほふひニ被下し手形之分

但巢数九巢之分 壺巢ニ付壺石五斗ツ、

一午之年木曾御勘定之事

(中略)

米拾八石ハ御巢鷹おろし之御ほふひニ被下し手形之分

但巢数拾式巢之分 壺巢ニ付壺石五斗ツ、⁽⁵³⁾

鷹の巢発見者は、御鷹役所に届け出て正式に巢主ト認定され、巢下し時にも届け出て役所および組頭が立会い、数の確認や隠匿を監視した。次の文章中の雀鶴はつみ、貝割は孵化の意である。

一当村樽沢入焼枯御巢山ニ而雀鶴御巢鷹壺巢見出し申候由、巢下久七申

達し候

右之通り御巢鷹見出し申候由ニ付、御達奉申上候以上

天保四年巳四月

王瀧村庄屋 彦 八

御奉行所⁽⁵⁴⁾

覚

吉田甚兵衛様

一 五月八日下條梅藏様御越、先達而申達し有之候焼枯沢之鷹巢下し被仰

付候様被仰聞、同日組頭代六郎兵衛巢主召連御案内仕山元へ罷越候処、

いまたかいわり不仕候間御引取福島へ同日御かへり被遊候、幸吉

儀茲原迄参り御断申上候由

天保五年午

王瀧村 庄屋

御奉行様⁽⁵⁵⁾

右之通り壹巢ニ付壹兩ツ、配当仕少も申分無御座難有頂戴仕以上

(寛政二) 戌六月

樽渡ヶ沢巢主 孫吉

鯀 川巢主 長作

瀧越かちか沢 平藏

孫吉分

御米 長作

御米 孫吉⁽⁵⁶⁾

御米 平藏

が支給され、発見者が複数ならば褒美米褒美金は関係者間で分配した。

奉請取御金之事

御献上雀鷓鴣居

一金三両

右者信州王瀧村濁川入埴渡ヶ沢巢下し差申候雀鷓鴣居、御献上三相

立候ニ付為御褒美金被下置頂戴慥ニ奉請取難有仕合奉存候、為其如此

御座候以上

寛政二年戌六月

王瀧村巢主 安左衛門

同 庄屋 彦左衛門

御領主尾張殿御内

木曾數原宿御鷹役所詰御鷹通

樽渡ヶ沢は小股浦巢山のこと、従来巢主孫吉が司つてきた巢山だが、

今回長作平藏と三人で発見した巢鷹が献上鷹に選ばれ、下付された褒美米

と褒美金を三人で分配したという文書である。献上鷹の褒美金は先の「申

表3 王瀧村巢下し巢鷹数

単位：居

区分 名称	巢山													留山		明山
	辰巳ヶ尾	枯山	鈴ヶ尾	小谷	小股浦	大ぜつひ	焼枯	鈴ヶ沢	曲尾	大樋瀬	小樋瀬	合巢	瀬戸川	濁川		
巢鷹の大小	大小	大小	大小	大小	大小	大小	大小	大小	大小	大小	大小	大小	大小	大小	大小	大小
享保16											1					
17		4	1		2	1					2	1				
18		2	2	4				6*4			3	1				
19				1	1						1	1				
20		2	2	2	2	3						2	1			
元文1											4*1	4*				
2	2			2	1					1	4	5*1	1	2		
3	2															
4	2					1	3									
5		2								1	2					
寛保2										1	2					
3																
延享1		2	2			3	2					2*4				
3														1		
5															4*	2
寛延4										2	1					
宝暦3										2						
9										1	1					
10										3	1					
11						2	1			1	2					
12										2	2					
13										3	1					
14										6*8			5*5			
明和3													2	1		
4										3	1					
										1	1		2	2		

木曾山における森林保護と巢山・留山再考

注) *：複数の巢より巢下しをなす。
資料出所「巢鷹奉請取御米之事(綴帳)」(徳川林政史研究所蔵)。

「渡覚」⁽⁵⁷⁾では金五両だが、ここでは三両なのは巢鷹の種類が小型の雀鶴だったためかと推定される。

木曾谷の巢下し鷹がいくらあったのかは目下史料を欠き不詳だが、享保一六年(一七三二)から明和四年(一七六七)までの王瀧村における巢山一ニカ所の巢鷹に関する記録を表3にまとめた。しかし依拠した史料が悉皆的な台帳ではなく綴込の類で残存する一部の記録と推定され、ここから数量や分布の全体像を論じることができないが、ある種の数値を推定することは不可能ではない。鷹はその縄張りのため大方の傾向は一巢山一巢なので、一巢あたり巢鷹数の推定と、木曾巢山全体の年間営巢割合の推定とによって、木曾の巢鷹数の概略の推定ができないか。これを前提にすると、鷹狩隆盛期の享保年間には、先の「御勘定之事」⁽⁵⁸⁾による正確な数値である慶長年間の平均一二巢に対し、享保の王瀧村が平均四巢(表3参照)なので木曾全体では二〇巢となる。また慶長享保それぞれの褒美米合計は平均一七石と八五石で、同年の年貢高一六八二石と二四八三石のそれぞれ一パーセントと三・四パーセントに当たる。

巢山の目的は本来巢鷹の獲得にあり、慶長年間木曾谷一円で採伐されていた頃の巢山は鷹の巢の保護林だったが、その後伐採が進行すると明山の木立は減少し、ついには巢山自体を保護する緩衝帯の森林が必要となった。留山にはこうした背景があったと推定される。

一方巢山管理の実務には、その一環に巢主が委嘱され褒美米等の報奨を伴いながら巢主・惣百姓・庄屋組頭等村中を組こんだ機構がつくられた。村はまた巢主の他にも改木、すなわち木立改めの任務を担う人足賦役があり、扶知米が給されたがこれが山見廻り巡見制

度である。かくて尾張藩の御鷹役所、材木役所、現地信託機関山村代官所が、庄屋組頭を中心とする村中惣百姓を組みこんだ官民体制が築かれ、巢山留山管理の目的を遂げることができた。

五 結 語―時代状況と環境―

木曾林政の体制が本格的に形成されていったのは、寛文四年(一六六四)尾張藩による初めての木曾山見廻りからである。それは伐木運材をこれまで委託していた代官山村氏から、翌五年上松に新設した材木役所に移して藩の直轄にしたこと、寛文九年山村氏への免木材種の切下げ、延宝四年(一六七六)谷中免木半数の切替金転換、元禄二年(一六八九)山村氏への免木再度材種切下げ、元禄十六年谷中免木半数の雑木切替、宝永五年(一七〇八)明山を含めた四木停止木令へと進み、享保九年(一七二四)下用米・上納役木停発となり林材管理政策は完成した。この背景には藩財政の逼迫から林材収入の増加を計ったことが、一方では林材資源を減退に導いてしまった事情もある。そして重要な施策が重なる享保九年前後を所三男氏は、享保改革と位置づけたことは既に述べた。これに対し寛文年間までの木曾林政は、寛文五年の免木賦課を除けば伐材管理対策はとられておらず、一方慶長五年(一六〇〇)の徳川氏木曾領有と同時に推定される巢山制度に加え、通説の寛文五年より早くすでに寛永二年(一六四四)に始まる留山制度を加えた禁林区の設置、すなわち森林保護策がとられたことが特徴であった。こうした寛文以前の林政における規制のない生産と資源保護という不整合に対する疑問に、本稿の動機があったことは冒頭述べたとおりである。

今回本稿における一連の分析を通じて考えたことは、寛文以前は林材資源にまだ余裕が存し、巢山に対する翰山の位置からしても留山の目的は、林材資源の保続よりも巢山と共通する巢鷹の環境保護に比重があったと推定される。すなわち寛文以前の林政は巢山を中心とする森林環境保護を志向していたが、寛文年間を境にその後は明山における林材資源の減退を背景に、林材資源管理へ重点が移っていった。したがって木曾の林政を発せられた法令面だけでとらえようとすると、その動向を見誤る危険は小さくないだろう。寛文期を所氏は林政の転換点と位置づけよう一つの寛文改革の存在をあげているが、改革の具体的内容は森林管理の代官山村氏から藩直轄への移管以外、さしたる指摘がない。それに加え所氏は他に留山制度の設定をあげているが、度々ふれたように留山は寛永年間末に始まり、享保十年まで徐々に増加する。そこで留山制度を生産管理政策の先駆とみると既述のとおり不整合面をなすとせず、森林保護政策の発展とみた方が自然ではなからうか。寛文に続くしばらくの期間は、寛文以前の面的保護政策から享保以後の量的規制政策への過渡的期間で、寛文改革として一つに収約させてしまう程の極め手にもまた欠けている。

近世には自然をそれ自体として保護する思想は普及していなかったため、それぞれ具体的な目的に沿った結果として自然が保護されていた。寛文以前の木曾山では巢山について留山が禁林区となった。留山の目的にも種々あるが此処は、古い伝統をもち近世には武家社会文化の一つである鷹狩(放鷹)³⁹を根底にするものであった。巢山は積極的に管理され森林の保護は十分成果をあげたが、惜しむらくは領域面積が狭く木曾山のごく一部にすぎなかったため、木曾山全体の保護からはいたって遠かった。しかしそのためにも政策と木曾谷村民との間に大きな摩擦を生ずることもなかった。一

方享保以後の明山を対象とする伐材量規制や停止木制度は、用材林の濫伐防止を通じての森林保護を目的とした。しかし森林を管理下においても木立の大部分が用材林である限り、伐採量が緩和されただけで、人工造林が普及するまで森林の減少は確実に進んだ。此の方の政策は森林保護の見地に立てば消極的だったが、明山は木曾山の大部分の領域を占めるので政策と谷中村々との衝突が回避されたことも否めない。

世界的にみて森林破壊が進行する中で、近世日本の林政は海外研究者からも関心が寄せられた。ダイアモンド氏⁽⁶⁰⁾は幕府諸藩等為政者による上からの積極的保護政策に一定の評価を与え、タットマン氏⁽⁶¹⁾は森林を完全な荒廃からは救ったけれど、保護体制の消極性のために荒廃以前の状態に回復するにはいたらないものの、人工造林による回復が始まるまでの時間稼ぎにはなったと消極的な評価を下している。古来動機と目的をもたない施策は存在しないし、当然それは為政者側に利益をもたらすことは否めないが、それが生態系的に肯定できる側面があるならば、徳川義親氏⁽⁶²⁾のように近世という時代状況からして総合的に評価を下す必要もあるだろう。こうした観方には当然偏見として反論があろうし、特に革新的科学者や知識人にとっては、『上』が環境維持に貢献したのは古くからの村落共同体の常識に違いない⁽⁶³⁾と『上』が現場をどう統制するか実質的に理解していたはずがない⁽⁶³⁾と考へ、共同体外部の貢献を容認しながらない傾向があることも想像できる。しかし歴史の現実はそのような見解を無条件に肯定しないことは、既に縷々述べてきたし、さらにそうした見解が観念的にすぎるとは、環境意識に目ざめかつ市民社会を構築した近代社会において、理念と現実の乖離は我々の周辺で実例にこと欠かないのである。

註

- (1) 多数の木曾林政史研究成果の中から、ここでは徳川、所二氏による説を中心に議論を進める。徳川義親『木曾山』(私家版、一九一五年)、所三男「採取林業から育成林業への過程」(徳川林政史研究所研究紀要『昭和四四年度、一九六九年』)、同「近世木曾山林の保続対策」(徳川林政史研究所研究紀要『昭和五二年度、一九七八年』)、同「近世林業史の研究」(吉川弘文館、一九八〇年)。
- (2) 「慶長五年と寛文八年迄 萬留書 山村甚兵衛」(徳川林政史研究所蔵)。
- (3) 前掲(2)。
- (4) 前掲(2)。
- (5) 前掲(2)。
- (6) 前掲(2)。
- (7) 前掲(2)。
- (8) 徳川義親「伊勢両大神宮造替遷宮と木曾山」(『御料林』65-70・72・73・75号、一九三三―一九三四年)。
- (9) 「木曾聞伝録」(徳川林政史研究所蔵)。
- (10) 「御年貢木井御買樽下用記録 王瀧村庄屋松原彦右衛門」(徳川林政史研究所蔵)。
- (11) 前掲(1)。
- (12) 前掲(2)。
- (13) 「吉蘇志」(徳川林政史研究所蔵)。
- (14) 「寛文四年と明治元年迄 木曾谷諸記録 王瀧村松原彦右衛門」(徳川林政史研究所蔵)。
- (15) 「木曾惣山図書 木曾庄王瀧村松原彦右衛門」(徳川林政史研究所蔵)。
- (16) 「覚書 山村家旧家老職跡白州贊平」(徳川林政史研究所蔵)。
- (17) 「木曾故事談」(徳川林政史研究所蔵)。
- (18) 前掲(1)。
- (19) 「岐蘇古今治革志 松原彦右衛門」(徳川林政史研究所蔵)。
- (20) 「木曾沿革史 飯島虚心」(徳川林政史研究所蔵)。
- (21) 「元禄三年 御法度書覚 王瀧村庄屋松原彦右衛門」(徳川林政史研究所蔵)。

- (22) 「宝永二年 御法度書覚 王瀧村惣百姓中」(徳川林政史研究所蔵)。
- (23) 「享保九年 留帳抜粹 木曾旧支配役山村甚兵衛」(徳川林政史研究所蔵)。
- (24) 「正徳六年より享保九年 萬日記 岩郷村旧庄屋兎野九郎左衛門」(徳川林政史研究所蔵)。
- (25) 「宝暦三癸酉 谷中御用向 御状所」(徳川林政史研究所蔵)。
- (26) 前掲(16)。
- (27) 前掲(2)。
- (28) 「自寛文至元禄 萬留書 山村家老職 宮地正雍」(徳川林政史研究所蔵)。
- (29) 前掲(23)。
- (30) 前掲(14)。
- (31) 前掲(25)。
- (32) 「木曾山林沿革」(徳川林政史研究所蔵)。
- (33) 前掲(17)。
- (34) 前掲(16)。
- (35) 「木曾旧記録」(徳川林政史研究所蔵)。
- (36) 前掲(24)。
- (37) 前掲(2)。
- (38) 前掲(9)。
- (39) 前掲(23)。
- (40) 前掲(14)。
- (41) 前掲(9)。
- (42) 前掲(23)。
- (43) 前掲(9)。
- (44) 「木曾考統紹」(徳川林政史研究所蔵)。
- (45) 「元文五年 覚書 畠松原彦右衛門」(徳川林政史研究所蔵)。
- (46) 「明和三年 天明五年迄 御巢山御留山見廻り一札 王瀧村」(徳川林政史研究所蔵)。
- (47) 前掲(46)。
- (48) 「天保三年 長四月 御巢山御留山惣山御見分之節 人足覚帳 松原彦八」(徳川林

木曾山における森林保護と巢山・留山再考

- 政史研究所蔵)。
- (49) 前掲(25)。
- (50) 「寛文四年 御巢山書上控 王瀧村庄屋」(徳川林政史研究所蔵)。
- (51) 「享保十六年 小谷大樋瀬小樋瀬鈴ヶ尾鈴ヶ沢辰巳尾焼枯曲尾御巢山風折根返 熊剝御改帳 王瀧村」(徳川林政史研究所蔵)。
- (52) 「享保十五年 木曾御巢守并村方江申渡覚惣連判請書 松原記録」(徳川林政史研究所蔵)。
- (53) 「慶長七年 寅卯辰巳午木曾御勤定并方々ヨリ請取渡帳 山村甚兵衛」(徳川林政史研究所蔵)。
- (54) 「天保四年 御巢鷹達控 王瀧村」(徳川林政史研究所蔵)。
- (55) 前掲(54)。
- (56) 「木曾巢山留山関係書類 全」(徳川林政史研究所蔵)。
- (57) 前掲(52)。
- (58) 前掲(53)。
- (59) 本間清利『御鷹場』埼玉新聞社、一九八一年。榎本晶子「尾州藩の鷹狩について」『多摩のあゆみ』第五〇号、一九八八年。根崎光男『将軍の鷹狩り』(同成社、一九九九年)。尾張藩の鷹場について蛭田晶子氏から種々の教えを戴いた。ここに記して御礼申しあげる。
- (60) Diamond, Jared. Collapse, How Societies Choose to Fail or Succeed. Viking Penguin, 2005. 邦訳『文明崩壊 滅亡と存続の命運を分けるもの』榎井浩一訳、草思社、二〇〇五年。
- (61) Toman, Conrad. The Green Archipelago. Forestry in Pre-Industrial Japan. Univ. of California Press, 1989. 邦訳『日本人は木のやせに森をくつくまめたのか』熊崎実訳、築地書館、一九九八年。Toman, C. The Lumber Industry in Early Modern Japan. Univ. of Hawaii Press, 1995.
- (62) 前掲(1)。
- (63) 例えば養老孟司氏によるタイアモンド氏の書評(『毎日新聞』二〇〇六年二月五日今週の本棚欄)。